

奈良県訓令第2号

各部課室

各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月一日から施行する。

平成二十一年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第二項及び別表中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。